

## 令和6年度社会福祉法人等指導監査重点項目

### (1) 社会福祉法人

- ・適正な法人運営を確保するため、法令や定款を遵守しているか。
- ・役員等（理事、監事、評議員等）の選任手続きが適正か。
- ・理事会、評議員会の審議内容及び開催状況が適正か。
- ・各法人の所定の基準に基づき、適正に経理処理が行われているか。
- ・計算書類の整合性がとれているか。
- ・計算書類の注記、附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。

### (2) 社会福祉施設等（老人福祉施設等及び障害者福祉施設等）

- ・人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- ・利用者等の負担金について、適切に徴収しているか。
- ・サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続きの説明並びに同意（個人情報の利用含む。）が適正に行われているか。
- ・サービスを提供する際に必要とされる各種計画の作成、見直し及び記録等が個々の利用者の実態に即して適正に行われているか。
- ・感染症や災害が発生した場合でも、利用者に必要なサービスが安定的、継続的に提供される体制を構築しているか（感染症等対策、業務継続に向けた取組、非常災害対策）。
- ・身体拘束の廃止・虐待の防止に向けた取組がなされているか。
- ・利用者等からの苦情について、苦情解決体制が確立されているか。
- ・事故の発生、再発防止のための取組及び安全管理等の取組が行われているか。また、施設内で発生した事故について、報告基準に従って所管課へ報告されているか。
- ・障害児通所支援事業における送迎用バスの運行に当たり、利用者等の所在確認及び安全装置の装備をしているか。
- ・報酬算定に関する告示を理解し、適正な報酬算定が行われているか。
- ・報酬改定等の事項（経過措置の終了する事項を含む。）を理解し、適切な対応が行われているか。